

政策課題分野 II

県民の安全・安心の確保

II-1 県民の安全・安心の確保

2003年の刑法犯認知件数は、9年ぶりに減少したものの、治安悪化の深刻な状況が続いています。特に、地域社会の犯罪抑止機能が低下し、県民に身近な犯罪が高い割合を示しています。そこで、警察活動を強化するとともに、安全なまちづくりや犯罪を許さない環境の醸成など、犯罪の発生を抑止するための総合的な取組みが求められています。

また、牛海綿状脳症（BSE）や食品の偽装表示、輸入農産物の残留農薬の問題などに起因する食の安全に対する不信感を払拭するため、生産、製造、流通、消費の各段階における総合的な食の安全対策を推進することが求められています。

さらに、情報化の進展などにより、インターネットを利用した新しいタイプの悪質商法なども増加しており、悪質事業者対策を一層強化するとともに、消費者の被害救済、被害の未然防止に向けた取組みが求められています。

また、東海地震や県西部地震の切迫性が指摘されている中、多くの県民が生活し、また、多くの事業所が集積している神奈川においては、県民生活を一瞬にして破壊する恐れのある地震災害への備えが強く求められています。

●犯罪を発生させない地域づくりの推進

治安の回復を図るため、パトロールや検挙活動など警察の取組みを強化するとともに、地域住民やNPOなどによる防犯パトロールなどの自主防犯活動に対する積極的な支援と地域安全情報の積極的な提供により、地域における犯罪抑止機能の活性化を図り、身近な犯罪がなく安心してくらす地域づくりを進めます。

●安全で安心な食の確保

消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などに関する検査・監視体制を強化するとともに、生産者、食品事業者の食の安全の自主管理体制を充実します。また、県民と食の関係者相互の意見交換などを通じて情報の共有化を図り、県民とともに食の安全確保をめざします。

●安全で安心できる消費生活の確保

悪質商法に対する広域的な事業者指導及び取締りを強化するため、自治体間などの新たなネットワークを構築します。また、事業者団体、NPOなどと協働・連携しながら消費者被害救済のしくみを整えるとともに、特に被害が増加している高齢者、若年者などへの消費者啓発を充実します。

●大規模地震対策の推進

大規模地震が発生した場合でも、迅速・的確な応急活動により被害を最小限に止めることができるよう、市町村への支援などを通じて地域防災力の一層の向上を図るとともに、国や八都県市などとの広域連携体制の充実などに取り組みます。

戦略プロジェクト

- 9 身近な犯罪がなく安心してくらす地域づくり
- 10 安全で安心な食の確保
- 11 消費者被害の未然防止と救済
- 12 大規模地震に備えた対応力の強化

〈現状と課題〉

- ・ 犯罪発生件数が高い水準で推移し、県民が治安悪化を身近に体感しています。(刑法犯認知件数は、1994年と比較して75,131件(67.6%)増加。県民46.1人に1人の割合で犯罪の被害に遭っています。(2003年))
- ・ 社会環境や県民のライフスタイル、価値観などの変化から地域の犯罪抑止機能が低下しており、自主防犯意識の醸成と地域防犯活動の活性化が必要となっています。



地域住民との合同パトロール

〈めざすがた〉

警察のパトロール活動などの強化と地域総ぐるみの防犯活動の活発化により、県民の身近なところで発生している路上強盗、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣ねらいなどの侵入犯罪が減少し、安心して生活することができるようになっていきます。

〈目標〉

○ 刑法犯検挙率 (※ 暦年)

(単位: %)

実績(2002)	現状(2003)	2004	2005	2006
19.2	21.5	22.0	23.5	25.0

(「犯罪統計書」県警察本部(2003年版)より)

〈取り組む事業〉

「安全・安心まちづくり条例(仮称)」の制定と相まって、県民が不安を感じる身近な犯罪に対して、検挙、抑止の両面から警察の総合力を発揮するとともに、地域ボランティア、関係機関・団体などの自主防犯活動への支援と地域安全情報の積極的な提供に努めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	県民に身近な犯罪*1の検挙活動の強化 パトロール活動などを強化して、県民に身近な犯罪の検挙を増やします。	県警察本部指定5罪種の検挙 (県)	件	7,801	8,800	9,400	10,000
2	自治会、学校、NPOなどの自主防犯活動への支援 地域住民などとの合同パトロールや防犯教室の開催など、自主防犯活動を積極的に支援し、地域防犯活動の活性化を図ります。	地域の自主防犯活動への支援 (県)	回	2,300	2,400	2,500	2,600
3	犯罪の発生状況や防犯情報などの地域安全情報の積極的な提供 県警察ホームページなどを通じて地域安全情報を積極的に提供し、自主防犯意識の醸成を図ります。	地域安全情報の発信 (県)	回	20,000	21,000	22,000	23,000

注 構成事業の年度別目標は暦年です。

*1 県民に身近な犯罪…路上強盗、強制わいせつ、ひったくりなどの街頭犯罪及び空き巣ねらい、忍込み、侵入強盗などの侵入犯罪を言い、特に「路上強盗、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗、空き巣ねらい」の5罪種を、県警察本部では指定対象犯罪として、発生抑止と検挙活動の強化を図っています。

10 安全で安心な食の確保 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・大規模食中毒、牛海綿状脳症（BSE）、輸入野菜の残留農薬、未指定添加物など食の安全にかかわる問題が多発しています。
- ・消費者の食に対する不安感が高まっています。
不安を感じないと回答した人の割合 0.5%
(2002年国民生活モニターアンケート調査(地方調査))
- ・神奈川の農業の役割として、安全な食料の供給への期待が高まっています。



食品衛生監視

〈めざすすがた〉

食の安全について生産から消費まで、生産者、事業者、消費者が一体となって確保するしくみが定着しています。子どもから高齢者まで、安心して食生活を楽しむことができます。

〈目標〉

○添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数(単年度)*1 (単位:検体)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
4,869	4,900	5,000	5,500	6,000

○大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数(単年度)*1 (単位:施設)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
2,973	3,000	3,300	3,600	4,000

〈取り組む事業〉

生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保に加え、消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などに関する検査及び大規模食品事故を防止するための大規模施設監視指導の強化に努めます。また、消費者や生産者、食品事業者の意見交換を促進するための県民会議やシンポジウムなどを開催するとともに、食の安全にかかわるすべての検査データなどの情報提供を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	食の安全確保システムの構築及び食に関する情報提供・意見交換の促進 消費者と生産者、事業者の意見交換を促進するとともに、食の安全にかかる情報提供を進めることで、県民とともに食の安全確保を進めます。	県民会議の開催 (県)	回	1	1	1	1
		シンポジウムの開催 (県)	回	—	1	1	1
2	生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保 農業や化学肥料の使用を抑えた農産物の普及や農産物の生産履歴情報を提供する団体などの育成、トレーサビリティシステムの導入支援、原材料の仕入先などの記録の作成・保存の普及啓発などを進めます。	JAS法に基づく適正な食品表示の割合(民間)	%	50.0	60.0	80.0	100.0
		農業や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業の協定締結団体の育成・指導(県・民間)	団体	10 (29)	10 (39)	10 (49)	10 (59)
		トレーサビリティシステム*2の導入支援(県・民間)	団体	—	2 (2)	3 (5)	2 (7)
		食品事業者による原材料の仕入先などの記録の作成・保存の普及啓発(県・民間)	施設	—	12,500 (12,500)	12,500 (25,000)	12,500 (37,500)
3	製造・流通段階における食品の検査及び監視の強化 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの検査及び大規模施設の監視・指導を強化します。	添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、残留動物用医薬品、残留抗生物質検査(県)	検体	1,820	1,890	2,060	2,310
		上記以外の食品衛生検査(県)	検体	3,080	3,110	3,440	3,690
		大規模な食品調理施設の監視指導(県)	施設	2,000	2,250	2,500	2,800
		大規模な食品製造工場などの監視指導(県)	施設	1,000	1,050	1,100	1,200

*1 〈目標〉添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数及び大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数については、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(保健所を設置する市)を除く県所管域を対象としています。

*2 トレーサビリティシステム…食品などの生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすることで、食品の安全の確保や問題食品の追跡・回収を容易にし、食品の安全や品質、表示に対する消費者の信頼確保に役立てるものです。

11 消費者被害の未然防止と救済 (県民部)

〈現状と課題〉

- ・ 新たな悪質商法による消費生活相談が増えています。
(41,036件(1998年)→55,530件(2002年))
- ・ 商品・サービスの流通域の拡大により、消費者被害は広域化しており、県域を越えた対応が必要となっています。
- ・ 行政窓口による処理件数には限度があるため、民間と協働・連携した消費者被害の救済と被害未然防止のための消費者啓発が必要となっています。



消費生活センターにおける電話相談

〈めざすすがた〉

消費者が取引に関する知識を持つことや、悪質な事業者を指導するための広域的なネットワークが整備されることで、消費者被害の未然防止が図られ、また、消費者被害救済の制度も充実していることから、安心して消費生活を送ることができるようになっていきます。

〈目標〉

- 悪質事業者に対する指導及び取締りの強化と被害の拡大の防止

〈取り組む事業〉

悪質商法に対する事業者指導を強化するため、自治体間の新たなネットワークを構築するとともに、生活経済事犯については、警察による取締りを強化します。さらに、事業者団体、NPOなど民間団体と協働・連携しながら、被害に遭った消費者の救済に取り組みます。また、特に被害が増加している高齢者・若年者などへの消費者啓発について充実に努めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	悪質事業者指導のための新たなネットワークづくりと取締りの強化 悪質商法に対する事業者指導を強化するため、自治体間のネットワークづくりを行い、広域的な被害に対応します。また、生活経済事犯については、警察による取締りを強化します。	事業者指導件数 (県)	件	25	30	35	40
2	民間活力の導入による消費者被害救済のしくみづくり 事業者団体、NPOなど民間団体と協働・連携しながら、被害救済に取り組むとともに、必要な人材の育成に努めます。また、消費者団体訴訟制度について国の動向を踏まえ、導入に向け支援します。	相談など被害救済を行う民間団体への支援 (県)	団体	実態調査	20	23	26
		消費者団体訴訟制度の導入への支援 (県)	-	調査・研究	制度導入に向けての検討	団体の育成	団体支援
3	高齢者・若年者などへの消費者啓発の充実 特に被害が増加している高齢者及び若年者を対象に啓発講座を行う消費者団体などを支援するとともに、啓発資料を作成します。	消費者団体などが行う啓発講座への支援 (県)	回	実態調査	20	25	30
		啓発資料の作成 (県)	部	5,000	7,000	7,000	7,000

12 大規模地震に備えた対応力の強化 (防災局)

〈現状と課題〉

- ・東海地震、県西部地震の切迫性が指摘されています。
- ・そうした中で、県民生活の安全確保に向けた行政のさらなる取組みと県民自らが防災活動を行うための情報の共有化が求められています。



防災訓練

〈めざすすがた〉

地域防災力の向上や広域連携体制の充実などが進み、大規模地震が発生した際にも被害を最小限に食い止めることができる、災害に強い安全なまちづくりが進んでいます。

〈目標〉

- 大規模地震が発生した際にも対応できるよう、地域防災力の向上や広域連携体制の充実などに取り組みます。

〈取り組む事業〉

大規模災害、特に地震防災対策については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、市町村の防災対策への支援、広域応援体制の整備などを計画的に進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	災害時情報対策の強化 防災行政無線の再整備を進めるなど、応急活動の要となる情報受伝達体制の強化を進めます。	防災行政無線の再整備 (県・市町村)		調査・ 基本設計	実施設計	整備工事	整備工事
2	災害時活動拠点などの機能強化 災害時に活動拠点となる施設の耐震化を進めるとともに、備蓄資機材を充実するなど、活動拠点などの機能強化を図ります。 また、国が実施する基幹的広域防災拠点*1整備に協力し、連携強化を図ります。	県立学校施設の耐震化 (県)	棟	6 (34)	4 (38)	1 (39)	11 (50)
		災害医療拠点病院施設の整備 (市町村・民間)	施設	2 (12)	1 (13)	6 (19)	1 (20)
3	地域防災力の向上と広域連携体制の充実 市町村の地震防災対策への支援などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、地域だけでは対応が難しい大規模な災害に備えて、国や八都府市*2などとの広域連携体制の充実に努めます。	市町村への緊急支援 (県)		財政支援の 実施	財政支援 の実施	財政支援 の実施	—
		八都府市などによる連携した取組み (国・県・市町村)		広域防災プランの検討 や合同防災訓練の実施	広域防災プランの作成 や合同防災訓練の実施	合同防災訓練の実施	合同防災訓練の実施

*1 基幹的広域防災拠点…東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点として、国が東京都有明の丘地区と川崎市東扇島地区に整備を進めている施設。東扇島地区の施設は、海外からの救援物資をはじめとした物流に関するコントロールなどの機能を担います。

*2 八都府市…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市